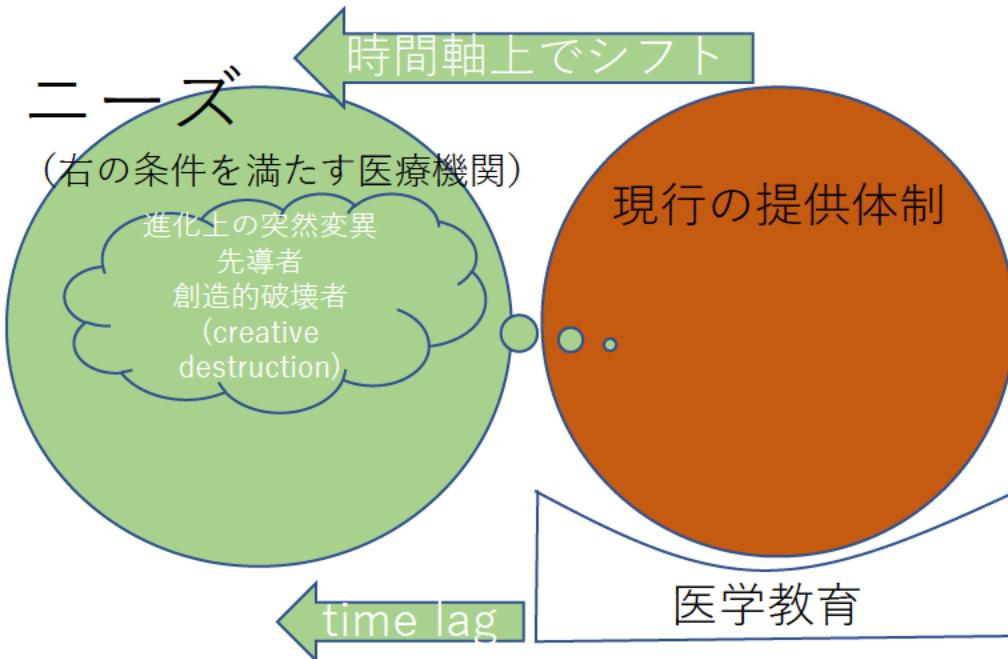


# かかりつけ医機能の次元におけるニーズと現行の提供体制

## かかりつけ医機能を巡る現状と未来



参考：権丈「日本の大学の医学部教育は何が問題なのか？」東洋経済オンライン  
(2018年12月27日)

「かかりつけ医機能を発揮できる制度整備」

かかりつけ医機能 = 「身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を総合的かつ継続的に行う機能」

## 「かかりつけ医機能合意制度」の創設

次の条件を満たす

- ①一般的な健康問題への対応、PHRを基に継続的な医学管理及び健康増進、重症化予防などをオンラインを活用しながら行い、日常的な健康相談を行っていること
  - ②地域の医療機関及び福祉施設等との連携
  - ③休日・夜間も対応できる体制及び、診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行うこと
  - ④在宅療養支援診療所であること、またはそれとの連携
  - ⑤地域公衆衛生への参加
  - ⑥地域が抱える社会的課題に向き合い、地域包括ケアにおけるメンバーとして地域の多職種や医療・介護・福祉施設とデータを共有し、協働して解決に取り組むことができる
- ①～⑥を全てを満たす、又は常勤の総合診療専門医を配置していること。

※中小病院（200床未満）については、地域包括ケアへの貢献、地域の診療所との連携を含め、①～⑥の具体的要件を別途検討。